

「震災資料の公開等に関する検討委員会」報告書

阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター

はじめに

阪神・淡路大震災の教訓を後世に伝えていくため、平成7年10月以降、(財)21世紀ひようご創造協会が、震災とその復興に関する資料・記録の収集・保存事業を開始しました。

平成10年4月からは、(財)阪神・淡路大震災記念協会（以下「記念協会」という。）がその事業を引き継ぎ収集事業を継続すると共に、同年6月「震災資料の保存・利用、及び活用に関する研究会」（以下「研究会」という。）を設置し、3年間にわたり資料の収集・整理・保存方法・公開の基準等について検討を重ねました。

平成14年4月阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター（以下「センター」という。）が開館するにあたり、震災資料を引き継ぎ、当研究会での研究成果をもとに公開することになりました。震災資料の公開等を積極的に促進するため、矢守 克也震災資料研究主幹（京都大学防災研究所 助教授）を中心とする「震災資料の公開等に関する検討委員会」を平成16年3月に設置し、公開判断にあたっての考えを整理し、運用の基準を検討することにしました。また、本委員会では震災資料の有効活用をはかるため、これまでに規定のなかった資料の複写・撮影、貸出についても審議を行うこととしました。

この報告書は、平成16年3月から平成16年6月まで3回にわたって開催された検討委員会による成果をまとめたものです。

平成17年3月

阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター

目 次

- 1 「震災資料の公開等に関する検討委員会」の趣旨と概要およびまとめ
- 2 震災資料の公開運用基準
- 3 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターにおける震災資料の取扱いに関する要綱
- 4 一次資料収集方針

1 「震災資料の公開等に関する検討委員会」の目的と概要およびまとめ

1. 目的

震災資料については現代資料であり、個人情報保護を必要があることから、「震災資料の保存・利用、及び活用方策に関する研究会」を設け、平成12年10月、「阪神・淡路大震災記念協会における資料取扱いに関する要綱」（以下「要綱」という。）を策定し、公開にあたっての基準（要綱第8条 公開制限）が規定された。更にセンターでの一般展示に向け、具体的な基準として紙資料と写真資料に関しての「公開区分」を設け、これに基づき明らかに公開できる資料を抽出した。

しかしながら、現行の基準を適用すると、公開できる資料は約16万3千点中の約6万1千点しかなく、その他の資料については大半が保留となっている。

そこで、これらの資料の公開判断にあたっての考え方を整理し、運用の基準を検討するため、有識者からなる「震災資料の公開に関する検討委員会」を設けた。

2. 検討項目

（1）公開判別が「保留」資料の解決方策

震災資料を出来るだけ公開し、資料の活用を促進するために、研究会で策定された要綱第8条及び「公開区分」に基づき、具体的な判断基準を新たに設定する。

（2）インターネット公開について

インターネットでの公開については、不特定多数の人々が資料にアクセス可能であり、かつ、資料の複製も容易であることから、館内での公開に比べてより慎重に対応することが求められる。

（3）資料取扱いに関する「要綱」の作成

センター開館以降、資料の閲覧に伴い一次資料の複写・貸出のニーズが増えてきた。しかし、研究会で作成された要綱の項目に資料の複写・貸出について規定する項目がないため、新たに複写・貸出の項目を追加した要綱を作成する必要がある。

（4）その他

公開の意向について今後協議が必要な「別途協議」資料の今後の協議の進め方や、震災資料（一次資料）収集方針等について検討する。

3. 検討委員会の構成

前述した震災資料の課題については、既に一定の公開基準があることから、具体的な運用にあたっての問題点等を解決するため、法律、情報公開、マスコミ等の立場で実務的な観点から検討する。

震災資料の公開等に関する検討委員会委員名簿

区分	氏名	現職
座長	矢守 克也	人と防災未来センター震災資料研究主幹
委員	奥村 弘	神戸大学文学部助教授
委員	佐々木 和子	神戸大学文学部地域連携センター地域連携研究員
委員	永井 幸寿	兵庫県弁護士会 弁護士
委員	浜田 充啓	兵庫県企画管理部管理局県民情報室長
委員	屋敷 宏明	神戸新聞社調査研究資料室長

1. 開催状況

検討委員会の開催（3回）

開催日時	議題
第1回 平成16年3月24日	震災資料の公開に関する現状と課題について
第2回 平成16年5月20日	(1) 震災資料の公開方針(案) (2) 震災資料の複写・撮影、貸出について
第3回 平成16年6月18日	(1) 震災資料の公開に係る運用基準(案) (2) 震災資料の複写・撮影、貸出に係る要綱改正(案) (3) 専門委員会概要 (4) 今後の検討事項



第3回震災資料の公開等に関する検討委員会の様子

5. 各回まとめ

第1回

- (1) センターでは、現在全体の約30%の資料しか公開できていない。しかし、公開を望む声も多いため、今後は可能な限り公開していく。
- (2) 公開基準策定にあたっては、インターネットと館内での公開の違いを考慮する。
- (3) 公開に際して、苦情が寄せられたときや、判断に迷った場合に対応できる仕組み（委員会等）を整備しておく必要がある。

第2回

- (1) 公開条件が、「条件付可」である資料については、人格権に配慮して個別に判断し、利用目的、使用方法に応じて出来るだけ公開できる工夫をする。
- (2) インターネット公開について、原則として館内公開が公開可である資料は、インターネットにおいても公開可とする。ただし、インターネット公開は、改ざん等のおそれがあるため、パスワードによる登録制にするか、フリーオープン制にするか、センターによるインターネット公開のスタンスをはっきりさせる。
- (3) 公開に際して、苦情が寄せられたときや、判断に迷った場合に対応するため、明確な基準作成と委員会等の整備が必要。
- (4) 著作権について、センターが所蔵する資料のうち、マスコミ関係等とは予め連携が必要。

第3回

- (1) 震災資料の公開に係る運用基準（案）
「1 趣旨」、「2 基本方針」、3-1 紙資料の文言を改める。
館内での紙資料の公開は、資料の持つ性質から「①不特定かつ多数を対象とするもの」、「②それ以外」と分類し、①は「公開可」、②は「条件付公開可」とする。
また、インターネットでの紙資料の公開は、インターネット上の公開が可であると著作権者が承諾し、資料にプライバシー情報がない場合は画像も含め公開可とする。著作権者の承諾がない場合は、目録のみの公開とする。
- (2) 震災資料の複写・撮影、貸出に係る要綱改正（案）
貸出期間についての検討を行なった。貸出条件を（1）資料提供者への一時返却、（2）その他センター長が認めるものとする。
- (3) 専門委員会概要
専門委員会の所掌事項としてその他センター長が必要と認めるものを加える。
- (4) 今後の検討事項
800件余りの別途協議資料への対応をセンターとしてまず方法、スケジュールなどを検討した上で実施していくこととする。

2 震災資料の公開に係る運用基準

1 趣 旨

震災資料は、阪神・淡路大震災の経験と教訓を後世に伝える貴重な資料であり、利用者の知る権利に資する観点から、原則として公開するとの方針の下に、「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センターにおける資料取扱いに関する要綱」第8条（公開の制限）の運用にあたっては、以下の基準（以下、「運用基準」という。）により判断するものとする。

2 基本方針

運用基準の設定にあたっては、知る権利と人格権との調和の観点から、震災資料の種類ごとに館内及びインターネットに分けてこれを行う。なお、ここでいう人格権とは、プライバシー権及び肖像権を指す。

3 運用基準

3-1 紙資料

紙資料については、当該資料が不特定かつ多数を対象とするものかそれ以外かに着目して運用基準を設定した。

(1) 館内公開

- ① 不特定かつ多数を対象とするもの（書籍・雑誌、新聞、行政の広報、チラシ・びら・張り紙、ミニコミ・ニュースレター・会報、冊子・文集）は公開可とする。
- ② ①以外（手紙・はがき、その他いずれの種類にも該当しないもの）は条件付公開可とする。
- ③ 条件付公開可の資料についての公開可否の判断は、基本方針に照らしてこれを行う。

(2) インターネット公開

- ① 館内で公開可とされる資料は資料提供者がインターネット上での公開を可とし、かつ著作権者の承諾がある場合は、公開可とする。但し、冊子・文集についてはプライバシー情報がないものを対象とする。

なお、著作権者の承諾がない場合、インターネット上での画像公開対象から除外し、目録のみ公開する。

- ② 館内で条件付公開可とされる資料は、目録のみを公開する。但し、資料提供者が著作権者であり、資料提供者がインターネット上での公開を可とする場合については、人格権に問題が無いものに限り公開可とする。

3-2 写真資料

写真資料については、人格権に配慮しつつ、原則として公開するとの考え方に基
づき運用基準を設定した。

(1) 館内公開

館内では原則として公開可とする。但し、人格権を侵害すると認められる場合
を除く。

(2) インターネット公開

インターネット上では人格権に問題が無いものに限り公開可とする。

3-3 映像・音声資料

映像・音声資料については、資料提供者が著作権者でないものが多いため、原則
として非公開とするとの考え方に基づき運用基準を設定した。

(1) 館内公開

館内では原則として目録のみを公開する。但し、資料提供者が著作権者である場
合については、基本方針に照らして公開可とする。

(2) インターネット公開

インターネット上では館内と同様の取扱いとするが、より人格権に配慮してこれ
を行うものとする。

3-4 モノ資料

モノ資料については、プライバシー情報が含まれないものが多いため、原則とし
て公開するとの考え方に基づき運用基準を設定した。

(1) 館内公開

館内では原則として公開可とする。

(2) インターネット公開

インターネット上では館内と同様の取扱いとする。

(施行日)

この運用基準は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

3 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターにおける震災資料の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 財団法人阪神・淡路大震災記念協会（以下「記念協会」という。）は、「阪神・淡路大震災からの復旧・復興の状況や震災から得られた様々な教訓を踏まえ、人類の安全と共生について、総合的な調査研究を行い、それらの成果を広く情報発信することにより、全国の災害対策はもとより、大都市機能の改善」等に資することを設立の趣旨としている。このため、記念協会では、阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター（以下「人と防災未来センター」という。）において、震災の経験および復旧・復興の実態を伝える各種の資料・記録類（以下「震災資料」という。）を収集・保存し、プライバシーの保護などに対して慎重な配慮をしつつ、原則としてそれらの公開を行うこととしている。本要綱は、これらの震災資料の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

(震災資料の寄贈)

第2条 震災資料の寄贈を受ける場合は、寄贈申込書（様式第1号）の提出を求め、寄贈受領書（様式第2号）を発行交付する。

(震災資料の寄託)

第3条 震災資料の寄託を受ける場合は、寄託申込書（様式第3号）の提出を求め、寄託預り書（様式第4号）を発行交付する。

(震災資料の借用)

第4条 震災資料の借用を行う場合は、震災資料借受書（様式第5号）を発行交付する。

(取扱い原簿)

第5条 震災資料の寄贈、寄託、借用について、それぞれ原簿を設け、処理する。

(複製)

第6条 文書資料の複製物は、原文書に準じて整理し、利用に供する。

(震災資料の公開)

第7条 提供された震災資料は、人と防災未来センターが保管、活用、公開を行う。公開を行う場合は、寄贈等を行った者（以下「資料提供者」という。）の意向を尊重し、原則としてこれに従う。

(公開の制限)

第8条 提供された震災資料が次に掲げる事項に該当する場合には、公開を制限するものとする。

- (1) 公開に関し、資料提供者との間で特約等があるもの。
- (2) 個人に関する情報を含む震災資料であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
- (3) 公にすることにより、法人等及び個人事業主が円滑な事業活動を営む上で正当な利益を害すると認められるもの。
- (4) 公にすることにより、人の命、身体、財産等の保護に支障が生ずると認められるもの。
- (5) 法令または条例の規定により、公にすることのできないもの。

2 次の場合は前項の制限を解除することができる。

- (1) 資料提供者が、自ら提供した震災資料の閲覧を申請した場合。
- (2) 自己の情報に関わる震災資料についての開示の請求、又は家族等の情報に関わる震災資料についての親族等からの公開請求については、前項の規定の趣旨に照らし支障のない範囲で、人と防災未来センター長（以下「センター長」という。）が許可した場合。

3 第1項第2号から第5号の制限に係るものについては、作成又は收受されてから10年を経過した後、第14条に定める震災資料の取扱いに関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）の協議等を経て見直すことができる。

(震災資料の閲覧)

第9条 震災資料の閲覧を希望する者は、震災資料閲覧申請書（様式第6号）を提出し、センター長の許可を得るものとする。

(震災資料の特別利用)

第10条 第8条第1項に該当する震災資料について、調査及び研究のために特別に利用を希望する者は、震災資料特別利用申請書（様式第7号）を提出し、センター長の許可を得るものとする。

- 2 前項の許可は、申請にかかる調査及び研究が人と防災未来センターの設置目的に合致するものであり、当該調査及び研究を行う上で申請にかかる震災資料の利用が必要であるとセンター長が認めた場合に限り許可する。
- 3 特別利用による調査及び研究成果の公表については、資料提供者からの条件の遵

守、プライバシーへの配慮等、センター長が指示した条件を厳守するものとする。

(資料の貸出)

第11条 人と防災未来センターが所有する震災資料の貸出を希望する者は、震災資料貸出許可申請書（様式第8号）を提出し、センター長の許可を得るものとする。

2 前項の許可は、申請にかかる利用目的が人と防災未来センターの設置目的に合致するもののうち、次の各号に該当するものに限り許可する。

(1) 資料提供者から貸出の申し出のあったもの。

(2) 第8条1項に該当しないものであり、センター長が適当と認めたもの。

3 貸出を受けた者(以下「貸出利用者」という)はその利用にあたっては、資料提供者からの条件の遵守、プライバシーへの配慮等、センター長が指示した条件を厳守するものとする。

4 センター長は、必要があると認めるとき、または貸出利用者が指示した条件を遵守しないときは、貸出期間中であっても資料の返還を求めることができる。

5 貸出に要する費用は、原則として貸出利用者が負担するものとする。

6 貸出利用者は、貸出資料を破損、又は滅失したときは、速やかにセンター長に届け出なければならない。

7 センター長は、前項の貸出利用者に対し、当該破損、滅失等に対する損害賠償を請求することができる。

8 貸出利用者が、当該資料の複写・撮影を行う場合は、次条に定める許可を受けなければならない。

(資料の複写・撮影)

第12条 人と防災未来センターが所有する震災資料の複写・撮影を希望する者は、震災資料複写等許可申請書（様式第9号）を提出し、センター長の許可を得るものとする。

2 前項の許可は、著作権者の承諾があるものでセンター長が適当と認めた場合に限り複写・撮影を許可する。

3 複写・撮影は原則として館内で行うものとし、館外で行う場合は前条に定める許可を受けなければならない。

4 複写・撮影に要する費用については、利用者が負担するものとし、館内の複写機による複写料金については情報公開規程別表第2を準用する。

5 複写・撮影資料の利用による成果の公表については、資料提供者からの条件の遵守、

プライバシーへの配慮等、センター長が指示した条件を厳守するとともに、その出典を明らかにしなければならない。

- 6 出版掲載等をした者は、当該出版物を人と防災未来センターに2部寄贈するものとする。

(利用制限等への苦情申立て)

- 第13条 公開、特別利用、貸出、複写・撮影の制限等に対して、利用希望者は利用制限等苦情申立書(様式第10号)により、センター長に苦情申立てを行うことができる。
- 2 センター長は、前項の苦情申立てを受けた時は、専門委員会に諮問することができる。

(専門委員会の設置)

- 第14条 人と防災未来センターに、震災資料の取扱いに関する専門委員会を置く。
- 2 専門委員会に関する規定は、センター長が別に定めるものとする。

(事務手続等)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、事務手続等について必要な事項は、センター長が別に定めるものとする。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成12年5月8日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成12年10月3日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成14年6月25日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成17年3月29日から施行する。

寄 贈 申 込 書

年 月 日

(財)阪神・淡路大震災記念協会
人と防災未来センター長 様

住所
氏名
TEL

阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター震災資料として、下記の資料を寄贈します。

記

1 資 料 名・数 量

2 特約事項

- ・寄贈した資料は、貴協会の所有資料として適切に管理し、人と防災未来センターの設置目的のために活用すること。
- ・資料の複製物は、原資料に準じた取扱いをすること。
- ・資料の公開について
 - a 貴協会に一任する。
(資料提供者情報、資料に関する付帯情報の公開を含む)
(デジタル化およびインターネット上での公開を含む)
 - b 条件付きで公開とする。
条件 公開時期の指定(何年後) 具体的に _____
内容 具体的に _____
その他 具体的に _____
 - c インターネット公開のみ不可とする。

寄 贈 受 領 書

年 月 日

様

(財)阪神・淡路大震災記念協会
人と防災未来センター長

阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター震災資料として、下記の資料を受領いたしました。

記

1 資 料 名・数 量

2 特約事項

- ・寄贈された資料は、当協会の所有資料として適切に管理し、人と防災未来センターの設置目的のために活用いたします。
- ・資料の複写物は、原資料に準じた取扱いをいたします。
- ・資料の公開について
 - a 当協会に一任していただきます。
(資料提供者情報、資料に関する付帯情報の公開を含む)
(デジタル化およびインターネット上での公開を含む)
 - b 条件付きで公開とさせていただきます。
条件 公開時期の指定(何年後) 具体的に _____
内容 具体的に _____
その他 具体的に _____
 - c インターネット公開のみ不可とさせていただきます。

〒651-0073
神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
TEL 078-262-5058
阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター
(資料室)

寄 託 申 込 書

年 月 日

(財)阪神・淡路大震災記念協会
人と防災未来センター長 様

住所
氏名
TEL

阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター震災資料として、下記の資料を寄託します。

記

1 資 料 名・数 量

2 特約事項

- ・寄託した資料は、貴協会の所有資料に準じて適切に管理し、人と防災未来センターの設置目的のために活用すること。
- ・資料の複写物は、原資料に準じた取扱いをすること。
- ・この資料の返還を必要とする場合は、「寄託預り書」と引換えに資料の返還を請求する。
- ・自然災害など不可抗力によるこの資料の損害に対しては、その責を追求しない。
- ・資料の公開について
 - a 貴協会に一任する。
(資料提供者情報、資料に関する付帯情報の公開を含む)
(デジタル化およびインターネット上での公開を含む)
 - b 条件付きで公開とする。
条件 公開時期の指定(何年後) 具体的に _____
内容 具体的に _____
その他 具体的に _____
 - c インターネット公開のみ不可とする。

寄 託 預 り 書

年 月 日

様

(財)阪神・淡路大震災記念協会
人と防災未来センター長

阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター震災資料として、下記のとおり資料をお預かりしました。

記

1 資 料 名・数 量

2 特約事項

- ・寄託された資料は、当協会の所有資料に準じて適切に管理し、人と防災未来センターの設置目的のために活用いたします。
- ・資料の複製物は、原資料に準じた取扱いをいたします。
- ・この資料の返還を必要とする場合は、本書と引換えに資料を返還いたします。
- ・自然災害など不可抗力によるこの資料の損害に対しては、免責とさせていただきます。
- ・資料の公開について
 - a 当協会に一任していただきます。
(資料提供者情報、資料に関する付帯情報の公開を含む)
(デジタル化およびインターネット上での公開を含む)
 - b 条件付きで公開とさせていただきます。
条件 公開時期の指定(何年後) 具体的に _____
内容 具体的に _____
その他 具体的に _____
 - c インターネット公開のみ不可とさせていただきます。

〒651-0073

神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2

TEL 078-262-5058

阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター
資料室 担当 印

震災資料借受書

年 月 日
様

(財)阪神・淡路大震災記念協会
人と防災未来センター長

阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター震災資料として、下記のとおり資料を借り受けました。

記

1 資 料 名・数 量

2 借用期間

年 月 日～ 年 月 日

3 特約事項

- ・資料は、当協会の所有資料に準じて適切に管理し、人と防災未来センターの設置目的のために活用いたします。
- ・資料の複製物は、原資料に準じた取扱いをいたします。
- ・お借りした資料を返還する場合は、本借受書と引換えとさせていただきます。

〒651-0073
神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
TEL 078-262-5058
阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター
資料室
担当 印

資料閱覽申請書

[illegible]

震災資料特別利用申請書

年 月 日

(財)阪神・淡路大震災記念協会
人と防災未来センター長 様住所
氏名
〒

次のとおり、調査及び研究計画・研究目的を添付し、震災資料の特別利用を申請します。

1 調査及び研究分野	
2 調査及び研究代表者・研究分担者 (代表者には氏名の前に○をつける)	
氏名	所属機関・部局・職
3 利用資料	
4 当該資料の利用方法(公表する場合はその方法)	
5 個人名の取扱い(公表しない旨又は公表する場合はその妥当性について記載)	

年 月 日

財団法人阪神・淡路大震災記念協会人と防災未来センター長 様

館外貸出許可申請書

貴センター所蔵資料の貸出を希望しますので、次のとおり申請します。

申請者	住所 氏名（団体の場合は、団体名及び代表者名） 担当者氏名及び連絡先 職氏名 電話番号 （ ） -
利 用 目 的	
利 用 方 法	
利 用 場 所	
貸 出 期 間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで 日間
資 料 内 容	資料点数 点

- 1 この申請書に記載した事項を遵守し、上記の内容以外には利用しません。
- 2 館外貸出を受けた資料は、貸出前の状態で返却します。
- 3 利用によって基本的人権や著作権等に係る問題が生じた場合は、申請者がすべてその責任を負います。
- 4 資料の複写又は撮影をする場合は、別途手続きを行います。
- 5 以上の事項に違反した場合は、貴センター長の指示に従います。

(様式第9号)

年 月 日

財団法人阪神・淡路大震災記念協会人と防災未来センター長 様

複写等許可申請書

貴センター所蔵資料の複写・撮影を希望しますので、次のとおり申請します。

申請者	住所
	氏名（団体の場合は、団体名及び代表者名）
	担当者氏名及び連絡先 職氏名 電話番号（ ）－
利 用 目 的	
複写・撮影 の別	複 写 ・ 撮 影
複写・撮影 の場所	館 外 ・ 館 内
	（館外の場合は、その必要性を具体的に記入してください。）
資 料 内 容	資料点数 点

- 1 この申請書に記載した事項を遵守し、上記の内容以外には利用しません。
- 2 利用によって基本的人権や著作権等に係る問題が生じた場合は、申請者がすべてその責任を負います。
- 3 資料の複写等に伴って作成した成果物がある場合は、2部センターに提供します。
- 4 以上の事項に違反した場合は、貴センター長の指示に従います。

利用制限等苦情申立書

年 月 日

(財)阪神・淡路大震災記念協会
人と防災未来センター長 様

住所
氏名
TEL

次のとおり、震災資料の利用制限等に対し苦情を申し立てます。

苦情申立の内容	
処理欄	

4 震災一次資料収集方針

2005 年 3 月 17 日

1 震災資料収集の経緯等

阪神・淡路大震災は未曾有の大都市直下型地震であり、この震災で得られた経験と教訓は、広く地域や時代を超えて活かしていく必要がある。そこで、震災に関するあらゆる分野にわたる資料・記録の散逸を防ぎ、復興への事業展開に活かすとともに、今後国内外において災害が発生した場合の復興モデルとして、災害防止対策等に活かすことを目的として、平成 7 年 10 月以来、(財)21 世紀ひようご創造協会及び(財)阪神・淡路大震災記念協会によって資料収集が行われ、平成 14 年 4 月に人と防災未来センターに引き継がれた。

2 これまでに収集してきた一次資料

(1) 震災直後の被害状況を物語るもの

震災直後の被害状況を物語るものとして、震災の被害状況を直接的に示すもの、記録など

(a) 直接被害を受けたもの

例：5 時 46 分で止まった時計（多くの方より提供あり）、凹んだヘルメット、ゆがんだ側溝、焼けて溶けて固まりとなった硬貨、焼けた商店街の看板の一部、焼けた電柱の住所表記看板など

(b) 被災状況の記録

例：日記・手記、新聞（切り抜きを含む）、ビデオ、写真など、震災直後の被害状況を文書や映像で記録したもの

(2) 震災からの復旧・復興過程に使用されたもの

震災からの復旧・復興過程に使用されたものとして、震災とその復興に関する団体や個人の様々な営みの中で作成、発行、使用されたもの、市民生活や体験といった当時の社会状況全般を記すもの、個々の被害状況や復興状況を記すものなど

(c) 復旧・復興の記録

例：映像・写真（ニュース映像、仮設住宅、自宅の復旧、まちの復旧状況など）、日記、手記、文集など

(d) 復旧・復興の過程で作成・使用されたもの（結果として記録性を有するもの）

例：避難所でのビラ（名簿、当番表、伝言メモなど）、生活情報（炊き出し、ライフラインの復旧状況など）を伝えるニュース、炊き出しで使用された大鍋、救援物資（缶詰、衣類、生活用品、発送用ラベルなど）、団体の活動に関する資料（名簿、会議資料、イベント資料など）、看板（阪神・淡路復興対策本部事務局、仮設診療所、ボランティア団体など）、震災報道関連資料（震災情報速報、取材資料など）など

3 今後の資料収集の基本方針

これまでに収集してきた上記2(1)、(2)の資料との整合性及び継続性を重視して、今後も2(a)、(b)、(c)、(d)の資料を収集することとするが、下記の資料については、原則として受け入れないものとする。

(1) 大型の現物資料

16万点にものぼる一次資料は、現在3階の展示部門及び7階の2つの収蔵庫(計約330㎡)に保存しているが、収蔵スペースには限りがある。したがって、大型の現物資料で資料自体の収蔵スペースが確保できない場合や、他の資料の保存場所を占領する可能性がある場合、震災資料として後世に継承する必要があるとセンター長が特に認めるもの以外は原則として受け入れないものとする。

(2) 造形作品

人と防災未来センターでは、絵画・書画・彫刻などの作品を適切に保存するためのノウハウを有していないことや、そのような作品を展示するための適切な機会や展示場所の確保を保証されていないことから、公開を前提として制作された造形作品を受け入れても、提供者の意図を十分に反映できず、さらに保存の過程で作品を損なうおそれが大きいため、原則として造形作品の受け入れは行わないものとする。

ただし、被災者自身による震災の被害を描写した絵画などについては、震災資料として受け入れる場合がある。その場合、作品としての適切な保存管理はできないこと、展示するかどうかについては確約できないことを条件として受け入れるものとする。

(3) 来歴等が明確でないもの

これまで収集された資料は、震災直後の被害状況を語るもの、及び震災からの復旧・復興過程に使用されたものであり、一つ一つに震災とのかかわりについて一定の意味合いを有している。また、資料収集にあたって、それぞれの資料がどのように震災とかかわったのかについてヒアリングにより記録に残している。

資料収集においては、資料の1点1点の来歴を資料とともに記録して残すことが必要であり、その要件が欠如しているものは原則として受け入れないものとする。

(4) イベントの構成物

復興関連イベントの関連資料については、直接的に震災や復旧・復興とかかわるものではないが、イベント全体の記録性を有する資料(案内チラシ、写真等)のみを受け入れる((d)に該当)ものとし、それ以外は原則として受け入れないものとする。

(5) その他

センター長が受け入れることが不適当であると判断した資料については、受け入れないものとする。